

第94回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 令和元年12月9日（月）9:26～10:50

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委員】

樫 広計（部会長）、野呂 順一

【臨時委員】

成田 礼子

【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：上田参事官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 定刻より少し早いのですが、関係者が全員集まりましたので、ただ今から第94回サービス統計・企業統計部会を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、年末、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

この部会の部会長を務めさせていただきます情報システム研究機構統計数理研究所の樫と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、11月27日に開催されました第143回統計委員会におきまして、総務大臣から諮問された商業動態統計調査の変更について審議を行いたいと思います。

今回は、本部会の構成員である野呂先生と成田先生に審議に御参加いただいております。

なお、部会の構成につきましては、お手元の資料、後ろの方の参考1というところに名簿をお配りしております。私と野呂先生、成田先生という形になっています。御参照いただければと思います。

それでは、最初に野呂先生、成田先生から一言、御挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○野呂委員 ニッセイ基礎研究所の野呂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。統計

委員は、かれこれ4期目になりますけれども、初心にかえってやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○成田臨時委員 EY新日本有限責任監査法人の成田と申します。日本公認会計士協会に総務省から要請がございまして、今回、初めて統計委員会の臨時委員として参加することになりました。東京会の副会長でもございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○樫部会長 どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の配布資料について事務局から確認をお願い申し上げます。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料につきましては、議事次第にございますとおり、まず、資料1-1と1-2といたしまして、統計委員会諮問時の資料をお付けしております。1-1が諮問の概要でございまして、1-2が諮問をした際の資料一式でございます。

資料2ですが、後ほど御説明させていただきますが、本件についての審査状況をまとめた審査メモ、資料3ですが、その審査メモの中で示した論点に対する調査実施者である経済産業省の説明資料となっております。

また、参考資料1として、ただ今、部会長から御紹介のございました構成員の名簿、参考資料2として、本日だけの開催予定ではございますが、部会の開催日程をお付けしております。

さらに、資料番号はお付けしておりませんが、席上の配布資料として座席図と出席者名簿をお配りしております。

資料に不足等がございましたら事務局にお申し出ください。事務局からの説明は以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。資料の過不足はございませんでしょうか。

本日は、第7期の統計委員会の発足後の初めての部会となります。私も先ほど自己紹介するのを忘れましたが、久しぶりに統計委員会の委員に復帰したという形になっております。

このため、統計委員会令の規定に基づきまして、本部会の部会長代理を指名したいと思います。統計委員会令の規定では、「当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とありますので、私の方から恐縮でございますけれども、野呂先生に部会長代理をお願いしたいと思います。野呂先生、よろしいでしょうか。

○野呂委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○樫部会長 それでは、よろしくお願いいたします。

それから、次に、審議に先立ちまして、私から3点、申し上げたいことがございます。

1点目は、本部会の審議の進め方になります。

本部会の審議は、先ほど御紹介がありました資料2の「審査メモ」に沿って、審査状況と論点を事務局から説明してもらった後、各論点に対して調査実施者の回答を踏まえて審議するという形で進めていきたいと考えております。

2点目は、参考2の資料でお示ししている審議スケジュールです。

本件については、12月20日に開催される統計委員会に答申（案）を報告する予定とし

ています。このため、本日の部会の進行状況次第ではあるのですが、対面で行う形式の部会は、本日の1回ということにさせていただきます、答申（案）の方向性まで本日の部会で御了解いただく。その上で、最終的には書面決議という形を活用して答申（案）を取りまとめたいと考えているところです。

最後ですけれども、本日の審議は11時30分までを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、よろしいでしょうか。

それでは、早速、審議に入ってまいりたいと思います。

最初に、統計委員会への諮問の概要についてですけれども、こちらは既に皆様に内容は説明済みであるという報告を受けておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。

また、11月27日の統計委員会におきましても、特別の質問とか指摘ということはありませんでしたので、先ほど申し上げました資料2、審査メモに沿って個別の審議に入っていければと思います。

最初に、資料2の審査メモを見ていただきたいのですが、審査メモの1ページ目の「(1) 報告者について」、さらに、その「①報告者数と母集団名簿の変更」につきまして、事務局から審査状況の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、私の方から説明いたします。

審査メモの1ページ目になります。

「(1) 報告者」ですけれども、今回の変更案では、母集団情報を商業統計調査から経済センサスー活動調査に変更しまして、報告者数を約2万から約2万5,000に変更するとされております。

このうち、報告者数については、今年6月に統計委員会の答申におきまして調査対象範囲の見直しを行わないこと、という御意見をいただき、それにより再計算をなされた結果になっております。

表1には、本調査の調査対象範囲を示しております。このうち、乙調査の調査対象範囲について、前回の諮問では、卸売業は従業者10人以上、小売業は従業者5人以上の事業所を調査対象に変更する案でしたが、2ページの表2にありますとおり、前回答申において、調査方法の変更の影響を確認してから変更を検討すべきであるということで、当面、現行の範囲で実施することが適当とされております。それを踏まえて、報告者数を再計算するように今後の課題でも指摘されております。

今回の変更案に対する審査状況ですが、母集団情報については、最新の母集団情報に変更するものでありまして、適当と考えておりますが、報告者数については、前回答申の今後の課題にもされておりますので、標本設計や報告者数の変動状況を具体的に確認する必要があると考え、論点として2点挙げております。

事務局からの説明は以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。それでは、調査実施者から、今、挙げられ

ました論点について説明をお願いいたします。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 それでは、経済産業省の説明資料でございます資料3を御覧ください。

論点a、bと2つございます。まずaでございますが、本調査の標本設計はどのようになっているのか、前回答申における今後の課題を踏まえ、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計となっているか、というのが1つ目の論点でございます。

本調査の標本設計でございますが、目標精度を卸売業8%、小売業を5%としまして、業種別、従業者規模別の層別についても、本年6月の答申を踏まえ、調査対象の範囲の見直しは行わずに現行計画と同様の計画としております。

資料の2ページ目を御覧ください。

商業動態統計調査ですが、甲、乙、丙、丁と調査票の種類が分かれておりますけれども、今回、標本抽出をいたしましたのは卸売、小売の比較的規模の小さい事業所を対象とした乙調査となります。

説明の資料2ページの卸売業15業種、小売業9業種、これを4から6の区分で従業者規模で分けて標本を抽出しています。

濃く塗り潰してあるセルが全数調査、薄く塗り潰してあるセルが2年交替、それ以外のところが1年交替標本となっています。

3ページ目を御覧ください。

前回の部会では、母集団である経済センサスー活動調査実施年の5年分の標本抽出を想定していましたが、前回の部会で指摘があった商業の名簿は5年たつと入れ替えが多くあり、例えば事業所母集団名簿を用いて名簿を更新することはできないかという御指摘もいただきましたので、名簿の更新方法は別途検討することとし、今回は4年分の標本を抽出しました。ローテーション図が3ページ目ということでございます。

全期間調査をする対象と1年交替、それから、2年交替する標本ということになっております。

また、論点の中で、郵送・オンライン調査への変更を加味した標本かということで御指摘がございましたが、標本数については、今回の抽出ではおおむね1,000対象程度を追加しております。一つのセルにつきまして大体105%から106%ぐらい、少し多めに抽出をしております。

ただ、調査方法が調査員調査から郵送・オンライン調査に今回から変更になり、実査を行わないと回収状況等の把握はできず、現時点で郵送・オンライン調査への変更点を加味した標本設計とするための根拠というものがないため、来年度以降、精度と効率性を踏まえた標本抽出数について、6月答申時の今後の課題も踏まえて検討することとしております。

以上が論点aでございます。

次に、論点bでございますが、業種単位及び従業者規模で見た場合に、報告者数はどのように変動するのかというところでございます。

こちらにつきましては、資料の4ページ目を御覧ください。

左の表が現行の乙調査の標本数で、1万4,300事業所となっています。

前回の部会で規模の小さい事業所の裾切りをするということを想定した案が、右側の参考の表となります。

今回、再計算後の標本数は、真ん中の表で1万8,400事業所となっているものとなります。

標本抽出の方法は、従来の方法と変えずに設計した結果、現行計画からは4,000事業所程度の増加。調査対象範囲裾切りを想定した4月申請時と比較しましても、3,000事業所程度の増加となっています。

なお、業種で比べますと、現行の変更後と比較して機械器具小売業などの標本数が増えていますけれども、本調査の母集団である現行母集団の平成26年商業統計調査と、今回、母集団としている平成28年経済センサスー活動調査の母集団の特性値の変動によるものでありまして、目標精度を確保するために増加しているものでございます。

従前は、標本数は概数で諮問しまして、答申を得た後に標本抽出を行っておりました。

今回は、6月の答申を踏まえまして、名簿の早期確認や乙以外の甲、丙、丁の対象事業所分を精査した上で、母集団から除外し標本設計を行っております。したがって、概数でなく最終的な対象数ということでございます。

また、前回部会でお示ししました標本数は、調査対象範囲を変えるため、標本数が減ることを懸念し外れ値を外さないで標本抽出をいたしました。今回は対象範囲の変更はないため、従来同様、外れ値を外して標本設計を行いました。

業種の内訳の規模別で比較すると差があるところも見られますが、目標精度を業種別に設定し、その後、ネイマン配分、これはばらつきの大小に応じて配分する配分の方法ですが、こちらで規模別に配分をしておりまして、このような結果となっております。

以上でございます。

○椿部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対して御質問並びに御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

野呂委員、よろしく申し上げます。

○野呂委員 御説明ありがとうございました。2点ほど御質問がありまして、1つは、前回の商動の審議の結果、小規模事業所の裾切りをしないということで裾切りを見送ったわけで、その結果、前回よりも3,000ほどサンプルが増えることになったと理解しております。今後、小規模事業所の影響というものが軽微であるということがもし分かるのであれば、もう一度、裾切りということについても検討する。これは、統計リソースの有効活用という観点からそういう検討もあるかと思うのですけれども、そうした点につきまして、今後の方針をお聞きしたいというのが1点でございます。

2つ目は、今の御説明で少々ついていけなかった点なのですけれども、母集団について、現行計画というか、前回調査では商業統計調査で、今回は経済センサスー活動調査ということで、母集団が変わることになりますが、母集団が変わることによって、同じようなサンプリングをしてもギャップが出るということも考えられるのですけれども、そうしたギャップについての処理の仕方について、もう一度、御確認させていただきたいと思います。

それから、先ほど少し御説明があったところがついていけなかったのですけれども、今後は、商業統計調査も経済構造実態調査の中に組み込んで毎年調査になるということなのですが、そういう点も含めて、今後の母集団名簿をどうしていくか、どういう展望になるのか。現時点でのお考えがあればお聞きしたい。これが大きく2点目の御質問でございます。

○樫部会長 よろしくお願ひいたします。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 ありがとうございます。野呂委員御指摘のとおり、前回の答申につきまして、今後の課題の中でも調査方法の変更による影響の分析検証や調査対象範囲の変更に関する検討、検証、母集団の整備に向けた検討が課題として挙げられていますので、引き続き小規模事業所については、裾切りや、推計方法を、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、ギャップがあるのではないかと御指摘でございますが、商業動態統計調査は、通常の標本調査による抽出数の逆数をかけて膨らますような調査の集計の仕方をしておりませんので、前月と当月のあり・ありの企業の伸び率を前月にかけて伸ばしているという比推定ということをやっておりますので、そういう意味では前月、当月の部分の比で伸ばしていくという点でギャップは生じないというふうに考えております。

また、全体値、推定した数字自体も積み上げるというわけではありませんので、ここはギャップがないと考えています。

それから、経済構造実態調査でございますが、経済構造実態調査は、本年、初めて実査をして、まだ結果が出ていない状況でございますので、その名簿を利用できるかということも、まだ結果が出ていないところでございますので、現時点では経済センサス活動調査、これは5年置きに実施されますが、こちらを母集団として、事業所母集団データベース等で名簿を更新していくことを考えております。

ただし、経済構造実態調査で、毎年、商業の販売額の数字が出てきまして、そうすると商業動態統計調査も毎年、年次の販売額が出てくることとなりますので、商動のあり方を検討し、例えば選択肢の一つとしては、指数で足元だけを見ていく考え方もあるのではないかと思いますので、経済構造実態調査の結果を踏まえて、今後、検討してまいりたいと考えております。

○樫部会長 よろしいでしょうか。

○野呂委員 まず、最後の経済構造実態調査をどう使うかという点につきましては、事業所母集団データベースを毎年更新していくことも含めて、今回の統計改革全体の問題かと思っておりますので、商動だけでどうのこうのということはないとは思っておりますので、以前の統計委員会でも事務局に御相談した件なのですが、できればこの企業統計、事業所統計の母集団は、経済構造実態調査、それから、それを格納した事業所母集団データベースにそろえることによって、母集団が違うことによる統計間の不一致などが出ないように出来ないかと思っております。そういう設計にさせていただくと、例えば報告者の立場としましても、商業統計調査が5年に一度から毎年が変わって、ある意味で負担が増えても、そういうことで意義があるんだなという理解もできると思っております。これは商動だけの話じゃないのですけれども、

なるべく企業関係の統計の母集団を統一するといいますか、そういうことでこれから統計改革を進めていただけたらいいということを感じます。

それから、ギャップのところなのですけれども、どうもギャップが生じないという点は私は正確に理解できていないと思うのですが、それは簡単に言えば比で伸ばすからということでしょうか。やっぱり実数においては差が出るのじゃないですか。

というのは、もともとのサンプリングされる母集団が違っていているわけですから、当然出てくるサンプル構成が違ってくるので、そこには差が出ると思うのですけれども、そこは少々理解できなかったのですが。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 標本替えによる断層は生じないと思います。生じないのですけれども、母集団を変更することによって差が生じるというところにつきましては、リンク係数で断層処理をすることを考えております。

○樫部会長 基本的に今回の標本設計に関しては、実態としての業種内の変動とか、そういうものがまだきちんと捉えられていない。それから、郵送調査にそもそも変更することによってどういうことになるか分からないということで、一応、今回、もちろんこの標本設計で行う上で、見直しもかなり近々に行うということ。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 母集団のあり方も含めて、来年度以降、商動のあり方も含めて検討してまいりたいと思っております。

○樫部会長 いかがでしょうか。野呂委員。

○野呂委員 リンク係数を使うやり方でこれまでもやってこられたということですが、どうもユーザー側から見ると、そこの処理の仕方が、説明の問題か分からないのですが、理解が及んでいないところもあろうかと思えます。これまでとやり方は変わっていないということであれば、特に、今回、審議の論点でもないのですけれども、リンク係数による処理の仕方を一般ユーザーにも分かりやすく説明していただくと助かるかなと思えます。御検討いただければと思います。

○樫部会長 来年に向けてもいろいろ宿題という形で、よろしく願いいたします。

あとはいかがでしょうか。成田委員、何か御質問はありますか。

○成田臨時委員 初めてなので、この全体の方法が商業統計調査の母体から経済センサスー活動調査に変わった、どう変わったのかというのが、そんなに、今、野呂先生もおっしゃっているのですが、よく分かりやすいように御説明いただいて、変更による影響がどれぐらいあるのか、そういうのを詳しく教えていただければと思います。

○樫部会長 若干、その点を補足していただけますか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 商業統計調査は、商業の部分を悉皆で調査する調査でございまして、平成 24 年に経済センサスー活動調査、こちらが設立された後は、同じ名簿を使って調査をしています。平成 24 年経済センサスの後に、平成 26 年の商業統計調査を実施しておりますが、こちらにもセンサスと商業では同じ名簿を使っています。その後、平成 28 年の経済センサスー活動調査、こちらにつきましては、やはりセンサスの母集団名簿を使っているということで、その後、商業統計調査はもうなくなったのですが、基本は商業は同じ悉皆名簿を使って調査をしているところでござ

います。

調査方法が、平成 24 年から経済センサスが導入され、少し変わっているところはありませんが、基本は同じ母集団名簿を使っていることになるかと思えます。

平成 26 年の現行の母集団名簿と平成 28 年の名簿の違いは、先ほどちょっと申し上げました、例えば機械器具小売業などの母集団数が少し変わっていて、それは例えば機械器具小売業の中は、小さな携帯ショップであったり、大型の家電大型専門店だったり、規模の随分違う事業所が一つの業種の中にあることから、かなり特性値が高く、いろいろな事業所間の乖離が幾分見られます。

というところぐらいの違いなのですが、それ以外は、基本は調査の方法は少し変わったりしていますが、母集団としては全数調査の母集団名簿を使っているということになるかと思えます。

○椿部会長 基本的には、母集団の名簿がそれなりの、時代に応じて変動しているということと、それから、今のような形で、かなり業種の中での特性値のばらつきというのか、相当動いているということによって、標本設計上いろいろな標本が若干大きくなったりするということがあったということですね。

一方で、先ほどありましたように、逆に比推定も含めて、あるいは抽出率も含めて推計方式もちろん、今まで熟したものはあるのだろうとは思いますが、適宜、見直していくということ自体はあってしかるべきかとは思っています。これは、次年度、かなりまた実態のデータを見て考えていただくということかとは思いますが。

よろしいでしょうか。ほかに何か御質問、御意見等があればとは思いますが。

もし、御承知のとおり、今回の報告者数の変更というのは、前回のこの部会の審議の中で裾切りではなくて、裾切りという当初案が変更されたということによって経済産業省の方にやっていただいた作業であるということと、今回のこの部会自体は、先ほど事務局からもありましたように、その方法自体は比較的妥当なものとして考えているということ、そういう審査結果もあったということです。

郵送調査に変わるということ自体が、非常に大きな変更なので、実態としてどういうことが起きるかというのは、先ほどあったように、今後、結果を注視して見直しを図らなければならないのだろうとは思いますが、もし、基本的に経済産業省から出た、報告者数の変更につきまして、特に、技術的な異論等がなければ、この変更計画自体は了承というふうな形で進めたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

先ほど野呂委員がおっしゃられたこと自体は、母集団、多分、各部署横断的な、総務省も経済産業省も全部係わることだと思うので、非常に大きな問題だと思うのですが、今回の諮問答申に関しましては、了承ということとまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、今、申し上げましたように、ひとまずこの変更計画は御了承いただいたという形で整理させていただきたいと思えます。

それでは、第 2 の点ですね。審査メモの 4 ページに当たる②というところ、「POSデー

タ等を用いた報告の追加」ということに関して、これにつきましても、まず事務局から審査状況の説明をお願いしたいと思います。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、資料2の審査メモ4ページになります。

報告義務者からの報告の方法について、通常の調査票で行う方法に加えまして、希望する企業に対しては、POSデータ等による提出も可能とする方法を導入することについてです。

具体的には、表5にお示ししているとおりの調査計画を書き加えるものです。調査方法に「その他」を加えまして、家電大型専門店の調査である丁2調査票の提出に当たりまして、報告者は経済産業省が委託した民間事業者がPOSデータを提出して、民間事業者が調査票情報に組替えをして経済産業省に提出するということができるようにするというものです。

これについては、既存のPOSデータを報告者が提出すれば、POSデータの取り扱い事業者が組替作業をするということになりますので、報告者負担が軽減される方法であることから、おおむね適当と考えますが、組替作業を民間事業者に委託することから、正確かつ安定的に報告を得ることが可能か、確認する必要があると考えております。

また、前回答申の中で、審査メモ5ページの表6に示しました指摘が付されております。その点の対応状況の確認もする必要があると考えております。

そこで、委託作業の内容や提出されるデータ、その内容確認方法など、aからeの5点の論点を挙げております。

事務局から以上です。

○椿部会長 どうもありがとうございました。それでは、この点につきましても調査実施者から説明をお願い申し上げます。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 それでは、論点に沿って御説明いたします。

資料3の中の5ページ目を御覧ください。

POSデータの活用というのは、従来の郵送・オンライン調査の選択肢にPOSデータによる提出という方法を追加して、報告者負担の軽減を図るというものです。

資料の7ページ目を御覧ください。

これが、今回、考えておりますスキーム図でございます。青色の矢印が従来の提出方法となります。これに下の赤線の方法を追加するというものです。

具体的には、民間事業者、こちらにはBと書いてありますけれども、こちらが報告義務者、家電大型専門店の企業となりますが、こちらから収集しているPOSデータを報告義務者の了解を得て、商業動態丁2の調査票情報に組替集計して国に報告するというものです。

具体的に、民間事業者に何を委託するのかというところは、資料の8ページ目を御覧ください。

こちらに1番から11番まで記述してあります。このうち、1番、2番、8番については

初回のみ業務となります。

まず、1番目でございますが、パネル契約に基づく覚書の締結とは、もともと民間事業者が各企業とデータのやりとりをするための基本契約、これはパネル契約と呼んでいます。これを結んだ上でPOSデータを受信するという業務を行っております。今回のスキームのために経済産業省の統計調査、商動丁2のために、入手したPOSデータを集計し、集計したデータを経産省に提供してよいという覚書を締結してもらいまして、報告者の了解を得た上で組替集計をするものです。

これは、あとで説明をさせていただきますが、昨年、試験調査を行いましたものと同じでございますけれども、覚書に同意していない企業のPOSデータの集計データを経産省が入手することはできないということでございます。

2番目に、通信回線の設定でございますが、これは初回のみに行うものですが、試験調査で実施した商業動態の家電大型専門店、対象企業が23企業ございますが、こちらについては、既にセキュアな通信回線のもとで、民間事業者がデータの受信をしておりますので、新たに設定する必要はありません。

この2番で設定と書いてあるのは、今後、23企業以外の新たな企業が調査の対象となり、POSデータの収集が必要な場合に生じるというものです。

それから、3番から6番まで、これは毎日、民間事業者が行っている業務でございます。

4番の到着状況の確認とは、POSデータの未提出や重複がないかを確認するというものです。

5番目の店舗マスターの受信とは、店舗コードや所在地等の情報が含まれているデータになりますけれども、これは新店や閉店があった場合にマスターをメンテナンスするというものです。

それから、6番目の商品マスターの更新でございますが、これは新商品が出た場合に商品マスターを起こすとともに、商動の6分類のマッピングを行うというものです。具体的に、商品マスターとは、発売メーカーであったり、発売日であったり、スペック情報や分類名称等の情報になりますが、こちらを更新するということでございます。

7番目としまして、調査票情報への組替えですが、これはPOSデータとマスター情報から商業動態の丁2の調査票情報を作成する業務でございます。

それから、8番目の調査票情報組替結果の確認とは、後ほど論点のdでも関係いたしますけれども、初回にのみ実施するものです。従来報告内容と同等の集計結果となっているということで、報告義務者に確認をするとともに、POSデータ受信から調査票情報に組み替えるまでのプロセスを経産省で確認することにしております。

それから、9番目でございますが、これは調査票情報の提出ということで、集計した調査票は15日までに経済産業大臣に提出をしていただくということです。

10番目の品目別・型番別の地域別の変動要因。これは民間事業者から経済産業省に併せて報告してもらいます。

11番目の名簿情報の管理業務は、名簿の管理をすることでございます。

続きまして、論点のbでございます。

希望する報告義務者から提出されるPOSデータ等、このPOSデータ等というのは、POSデータと店舗情報を指しますけれども、これは具体的にどのようなものか。例えばインターネット販売による実績についても提供されるデータの中に含まれるのか、また、報告を求める事項を把握するのに十分な情報となっているかという点でございます。

こちらは、資料の9ページ目を御覧ください。

この9ページ目の図の左側、紫色のところは報告義務者、中ほどの緑色のところが民間事業者、右側のブルーのところは経済産業省となっています。

報告者は、まず消費者のレシート単位のPOSデータを入手します。ここにはインターネットの販売も含まれます。

このレシート情報ですけれども、それぞれの企業のデータセンターに送られまして、店舗別・型番、これはJANコード別ということになりますが、JANコード別に集計されて、民間事業者にセキュアな回線で送信されます。

民間事業者は、企業ごとに上がってきた店舗別・型番別のPOSデータを、これは企業別にフォーマットが違いますので、各企業で違うフォーマットを共通のフォーマットに変換いたします。その後、商品マスターとマッチングをし、経済産業省の調査票情報に組替集計をします。

各社ごとに集計した調査票情報を経済産業省が毎月15日までに受け取り、通常の調査票と同様に受け付け、それから個票審査、疑義照会、サマリ集計、サマリ審査、結果表集計を行いまして、統計表を作成いたします。

したがいまして論点の回答でございますけれども、報告者から提出されるPOSデータは、企業・店舗・型番（JANコード）別にサマリされた販売金額・数量であります。

また、提供されるPOSデータは、店頭販売に加えましてインターネット等の販売実績も含まれており、報告を求める事項を把握するのに十分な情報となっているというのが回答でございます。

続きまして、cでございますが、経済産業省から委託を受けた民間事業者を經由して提出されるデータは、報告義務者から調査票等の方法により提供されるデータと同じと考えてよいかと。試験調査の結果がどうだったのかということでございます。

経済産業省から委託を受けた民間事業者を經由して提出されるデータと報告義務者から調査票等の方法によって提出されるデータは、同じでございます。

説明用資料の10ページ目を御覧ください。

こちらに図も入っておりますけれども、経済産業省では、報告者が保有するPOSデータと民間事業者が保有する商品マスターやノウハウを活用することができないかという検討を平成28年度、平成29年度の調査研究で実施した後に、昨年、平成30年度に試験調査を行いました。

資料10ページの左側のスキーム図が試験調査のスキーム図となっております。

回収率ですけれども、試験調査の回収率は、報告企業数で73.9%、全体で23企業ありますが、協力いただいたのが17社だったということでございます。

販売金額ベースで見ましても、72.6%の回収状況になりました。

試験調査では、それまでの調査研究では含まれていなかったインターネット分も含めて調査を行った結果、10ページの右側の表でございますが、商業動態統計調査の家電大型専門店販売額と比較した差異が、全体で0.3%に縮小したことを確認しました。

その後、試験調査の後に0.3%の差異も含めた内訳分類ごとの差異についても、各企業にヒアリングを行いまして、どうしたら更に差異が縮まるかという要因及び対応について検討してまいりました。この結果、0.3%の差異についても、店舗別のPOSデータの把握、報告対象商品の分類例示の詳細化、家電以外のその他の商品等の補足等で解消するということが分かりまして、POSデータを集計して調査票情報とすることに問題がないということと判断をいたしました。

次に、論点のdでございます。

経済産業省から委託を受けた民間事業者が報告義務者から提出されたPOSデータを正確に組替集計したかどうかを、経済産業省や報告義務者においてどのように確認するのかということとございます。

こちらにつきましては、資料3の11ページ目を御覧ください。

先ほどの論点のdのところの民間事業者に委託する業務の8番でも説明したというところでございますが、まず初回の調査方法の切り替え時に、従来の報告内容と同等の集計結果となるように正しく組替集計がされているかということ、過去3カ月分の確認をいたします。さらに、POSデータから調査票情報組替えまでの処理プロセスが正しいのかという確認を経済産業省で行います。加えまして、毎月、ほかの調査票同様、個票、サマリ審査時に異常値がないかという確認は、従来どおりの審査を行ってまいります。

こちらが論点dの回答でございます。

最後に、論点eでございますけれども、前回答申におけるPOSデータの活用に関する指摘事項に関する検討結果がどのようになっているかということとございます。

前回の部会で試験調査の結果について報告をさせていただきましたが、その報告での指摘や、その後、企業へのヒアリング等も踏まえまして、今まで御説明申し上げました論点aからdで説明したとおり今回の提出方法とすることといたしました。

具体的に言いますと、調査方法の選択肢の一つとするということと、それから、公表のタイミングは月に1回、商動の公表と同じタイミングですること、それから、店舗別の情報が必要なため、店舗別データを収集するというようなことで、今回、設定したということとございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。審査メモの論点aからeにつきまして、今、御説明いただいたところです。

それでは、これにつきましても委員の皆様方から御意見、御質問をお願いできればと。

成田委員、よろしく申し上げます。

○成田臨時委員 今回、POSデータについて報告義務者から民間事業者に組替作業をしていただくということで、その確認を初回のみ実施するということで、資料の8ページの8番に書いてあるのですけれども、例えば数年後でも、数か月後でもいいんですが、何ら

かのPOSデータのバグとか、あるいは民間事業者のトラブル、セキュリティーのバグとかいろいろ起こったときに、もしかしたら組替えの過程が変わってしまう可能性もあると思うのですけれども、初回のみでいいと判断した理由を教えてください。

○**樫部会長** よろしく申し上げます。

○**倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長** 人的な作業で行うわけではなくて、システム上で行うということでございますので、初回に確認をすればいいということでございますが、ただ、今、成田先生の御指摘のように、数か月後とか何年か後ということで、それぞれシステム改修があったときのバグも生じるということも踏まえまして、そちらについては適宜といいますか、毎回というわけにはなかなかいかないと思うのですが、そこが確認されたところで、その都度、システム上のバグがないかというところの確認をしてみたいと思っております。

○**樫部会長** 初回ではなく、例えば先方のシステム改修というタイミングのときなどには、やはり一応の確認を行うというような理解でよろしいですか。もちろん、いろいろな問題は起きると思うと思いますが、いずれにせよ、今回、ここには初回のみと書いてありますけれども、それについては、もう少し時期に応じてということの原則はあるというふうに理解して、それでよろしいのでしょうか。

成田先生、よろしいですか、何かもう少しあれば。

○**成田臨時委員** 会計士の世界では、期中のテストをするときに、毎回、毎テストごと、母集団とテストした結果についての一一致の確認をしております。

したがって、初回だけではなくて、本来、毎回、何らかの形で本当は一致しているのを確認した方がいいとは思っているのですけれども、それは、民間事業者の人が、もちろん誠実な人であることは正しいと思うんですが、そうではなくて何らかの恣意的な何かが発生したときに、毎回きちんと母集団と合っていると、それはそんなに難しいことではないと思うのですね。

もともとの報告義務者の方のデータと、組替えたもとの最終合計の一致を提出いただけるだけでいいと思うので、それだけでも、本来は毎回行った方が、本来、正しい統計の方になると思います。

○**樫部会長** これは、多分、経済産業省が行う分析的審査とも非常に係わるんじゃないかと思うんですが、もしよろしければ。

○**倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長** それでは、審査と併せまして、そのプロセスについても、毎回というか、御指摘のとおり検討してみたいというふうに考えてございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

野呂委員、よろしく申し上げます。

○**野呂委員** 大変興味深い取組でして、まず、資料3の7ページ、この調査の流れですけれども、ビッグデータを使うに際しまして、ビッグデータだけでやるのではなくて、調査票調査と並行してやるというやり方については、私も賛成したいと思います。こうすることによって、万一、この民間事業者Bに、問題があった場合でも、調査票調査のルートが

あるということで、ある意味でカバーリングもできますし、民間事業者のカバーするウェットが下がったときでも精度が落ちないということで、全面的に賛成したいと思います。

政府統計にビッグデータを使うという話は、統計改革推進会議でも、是非やりなさいという流れにありまして、実際、実験されましたら非常に精度がよかったということで、大変期待しているところでございます。

質問は、この9ページのところなのですけれども、どちらかと言えば確認に近いような質問なのですが、一つは、これは小売なので、100名以上の事業所は多くないと思いますが、サンプル調査になるのでしょうか。それとも、これは全数なのですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 これは、丁2の家電大型専門店でございますので……。

○野呂委員 ああ、そうか。事業所とかじゃなくて……。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 一定規模以上の全てになります。

○野呂委員 分かりました。そのときに、全数にしましても、全数の母集団名簿というのは、恐らく今回でしたら経済センサスー活動調査の名簿から持ってくると思うのですけれども、それを民間事業者BのPOSデータにぶつけた場合、ひょっとしたら事業所が片方にはあっても片方にはないというような不一致もあろうかと思えます。これは当然、時期も違うのであり得ることですが、そのようなときは、どちらに合わせるのかというところが、まず質問の1点目でございます。

それから、2つ目が、この9ページ目の右の方に、経済産業省の情報があって、疑義照会というところがこのフローの中にありますけれども、実際、この疑義照会をする相手は、民間事業者Bに当たるのか、それとも、家電大型専門店に直接当たるのかという点です。この疑義照会は、いきなり家電大型専門店に対して行うというのは、結構難しいような気もしまして、その辺のお考えといいますか、計画を教えてほしいというのが2点目です。

最後は、今回、これを見て思ったのですけれども、結局、民間事業者Bからもらう情報は調査票ベースのデータだけをもろうということで、それ以外のPOSの情報、POSというのはいろいろな情報が入っていると思うのですが、それは今回の計画では一切もらわないということなのか、それとも、調査票の調査項目以外のPOS情報についても、経済産業省に入ってくる可能性があるのか、今回の取組の民間事業者Bから経済産業省に入ってくるデータの全体像について教えてほしいのが、最後、3点目でございます。

○椿部会長 よろしくお願ひします。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 まず1点目でございますが、サンプル抽出をしたときには、経済センサスー活動調査の名簿を使っていますけれども、現状でもそうなのですが、新店が出た場合には、その都度、追加をしておりますので、今回は丁2につきましては、企業ベースですので、企業の中で新店についても民間事業者の方に、その都度、報告はされていますので、新店等もその都度更新されていくということになります。

それから、疑義照会の先でございますが、経済産業省から民間事業者へ疑義照会をする

ということになります。

それから、調査票ベースのPOSデータはどうかという点でございますが、経済産業省が入手するのは、あくまでも調査票情報に組み替えたデータでございますが、POSを直接受け取るわけではなく、受け取るのは調査票情報、販売額や店舗数であるというところに絞られるということでございます。

○野呂委員 大変よく分かりました。ということは、まず1点目ですけれども、実際、経済センサスー活動調査で作られた母集団名簿とPOSが違っていた場合は、POSに基本的には合わせにいくという理解でよろしいのでしょうか。分かりました。

さっきの疑義照会なのですけれども、直接、調査票調査で調査していた場合は、実際、その事業所なり企業なりが調査票を書いているわけなので、当事者としての意識はあるかと思うのですが、今回の場合は、まずは民間事業者Bに疑義照会をされるということで、その辺は、多分、スムーズにやられると思います。これは感想だけでございます。

最後のところなのですけれども、調査票の報告事項だけが事業所別に経済産業省に来るということで、以前は何かもう少しいろいろな情報が入るようなお話もあったように記憶していただいておりますけれども、今回については、調査票の項目だけが情報として入ることなのではないでしょうか。何か少しもったいないような気もするのですけれども。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 済みません、先ほどの2点目です。疑義照会をする先は、民間事業者Bでございます。

ただ、そうすると、先ほど先生の御指摘のように、報告義務者は当事者としての意識がないような感覚になっているところにつきましては、民間事業者からこういうデータを報告してもらっていますよというのを報告義務者にフィードバックするというのを考えております。

○野呂委員 いや、私の理解の違いか分かりませんが、POSデータには豊富な情報があるので、どこまでもらうかは別にして、今回のPOSを使った調査の中で、いわゆる調査票の調査項目以上の情報も入ってくる可能性があると思います。しかし今回の御説明によりますと、調査票項目以外の情報は、例えばより細かな商品コードとか、そういうものは一切受け取らない計画だという理解でよろしいのですか。それは少しもったいないという気がただけですけれども。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 試験調査の後に、各企業にどういうデータがこちらで入手できるとか、どういう頻度で公表したらいいかというようなところも相談させていただいたのですが、やはりPOSデータが世の中に流れて行くということに、非常に各企業さんは警戒感というか、お持ちですので、こちらはあくまでもパネル契約を結んで了解を得たところに、調査票情報のみをいただくと。ちょっともったいないというのは、おっしゃるとおりなのですが、ということになります。

○野呂委員 今のデータは分かりましたが、家電業界というのは、量販店のシェアも高く、しかもこういうデータ管理も進んでいるところかと思うので、こういうPOSデータを使った統計調査に最も向いている業種じゃないかと思えます。

今回、お話で、調査票の項目しか聞かない、それ以上の情報はもらわないということで

あれば、POS情報を提出することに、抵抗感も小さいと思うのですが、調査票項目の情報だけしかもらわないということであれば、家電量販店以外への拡大も期待できるのではないかと思います。

例えば、コンビニエンスストアであるとか、カード会社であるとか、次なる展開の見通しといたしますか、そのあたりはいかがでしょうか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 確かに先生がおっしゃっているとおりコンビニエンスストアもPOSデータは取り扱いをしているのですが、経済産業省は、生のPOSをもらうというわけではなくて、組替集計したデータを欲しいと思っております、そのためには、プラットフォーマーが必要だということでございます。

網羅的に取り扱っているプラットフォーマーが必要ですし、その分野の専門知識も必要だということで、現状では家電大型専門店は、そういう専門的な知識を持つプラットフォーマーが網羅的にデータを扱えるところがあったところですが、ほかの業態についてはサンプルで扱っているプラットフォーマーはあるのですが、網羅的に対応しているところがないものですから、横展開をするには、もう少し調整が必要になってくるということかと思えます。

○樫部会長 どうもありがとうございます。ほかに御質問があれば、よろしくお願ひします。成田委員、お願ひします。

○成田臨時委員 将来的に増えるということでよろしいですか。薬局とか、大型スーパーもPOSは利用してまして、なので、コンビニだけじゃなくて、多分、POSデータを使える業種はもっと多いと思うのですが。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 調査研究を平成28年、平成29年に実施したときに、コンビニエンスストアをはじめ、各大型スーパー等もヒアリングというか、打診をしたという経緯がございますけれども、なかなかデータを提供していただくというところに、まだ成熟してそこまでなっていないというところもありますので、家電大型専門店の事例を成功事例というか、参考にしながら今後、また展開していくということは検討してまいりたいというふうに思っております。

○樫部会長 どうもありがとうございます。恐らく今あった点は、経済産業省はもちろんですし、総務省等も家計に関してはPOSデータの利活用とかビッグデータの利活用ということは関心事だと思っておりますので、何か省を横断というような、こういう仕組みとものを推進していくということは、非常に重要だと思いますし、何よりも今回、家電大型専門店で、プラットフォーマーが非常に少ない。まずそのあり方というか、やり方等について統一されているという段階です。

それから、その次の展開として、その種のデータをほかの統計も含めていろいろ使える可能性を模索するというようなこともあると思いますので、私自身も、この試みは、これからの統計のあり方というか、調査システムのあり方を変えていく発端になるのではないかと期待しているところです。

いかがでしょうか。恐らく、今回の諮問、答申というよりは、将来的に、これはすごく

重要なプロジェクトの本当に第一歩になるのではないかと思うのですが、基本的には、家電大型専門店という限られた分野ではありますが、報告者の負担は非常に軽減するであろうということもありますし、ビッグデータの経済産業省としては第一歩ということで、これから発展させるということ。この分野を進めていただくという意味でも、まずはこの計画をお認めいただくということでもよろしいでしょうか。

野呂先生、どうぞ。

○野呂委員 私も、部会長の今のおまとめに賛成でございます。今後、こういうふうに、直接の報告義務者から間を介してこういう回答が来る場合の、特に基幹統計の場合は、罰則付きの報告義務がある中で、どこにそうした報告義務を課すかというのは、こういうのをどんどん、ある意味でいろいろなところを経由しながら情報を集める場合、最終的な報告義務者は、やっぱりこの事業者かも分かりませんが、どういうふうに運用するかということも、今後、整理が必要かなというふうに感じましたので、これは意見でございます。

○椿部会長 どうもありがとうございます。先ほど成田委員もあったように、大規模スーパーとか、それから、野呂委員が言われたコンビニに対してプラットフォームが一つではないけれども、それが100も200もあるというのではなくて、数プラットフォームがあるというぐらいでしたら、ある意味で連携も含めて、まずはこういうところで一つのグッドプラクティスを行っていただいたということの中で、この活動からの次の一手が選べたら、私も非常にいいなと思っているところです。

それぞれの業者ごとに、恐らく集計とかコーディングの基準や何かがそれぞれ違うので、それなりの作業は発生するかもしれませんが、そういう方向で統計が進んでいくということは大変期待しているところです。

よろしいでしょうか。この点につきましても、今回、家電大型専門店に限定していること、それから、本来POSデータ自体をもう少し頂戴できれば、それなりに動向的統計に関しては非常にいい情報が入っているというような御意見はいただいたところですが、この商業動態統計調査に関しましては、特に今回のいただいたようなアイデアという形で進めていくこと自体には、特に問題はないという取りまとめでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、私の方でもこの変更計画は、御了承いただいたという形で整理させていただきたいと思えます。

その他、審査メモの6ページの(2)を御覧いただければと思います。「その他の変更事項」ですが、こちらにつきましては、調査計画における表現ぶりの変更ということでありまして、特に、この表7にありました変更事項に関しては、実質的な変更とは思えませんので、もし特段の意見がなければ承というふうにさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、審査メモの7ページを御覧いただきたいのですが、前回答申におきまして、「今後の課題」というものにつきまして対応状況、これにつきましては事務局からまず審査状況の説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、審査メモ7ペー

ジ、前回答申の「今後の課題」への対応状況です。

前回答申の「今後の課題」については、表8としてお示ししております。

このうち、(3)につきましては、既に本日、「1(1)調査方法の変更」に係る審議の中で確認していただきました。

また、残りの(1)、(2)、(4)、(5)の課題につきましては、前回の答申を受けて、今回、計画を変更する令和2年3月分調査以降の本調査の実施後に検討が求められていることから、今回は、引き続き今後の課題として検討を求めることを考えております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 今、ありましたように、これにつきましては、今年の6月の答申において「今後の課題」として整理されたということで、「報告者数の再計算」というのは、今、あったとおりですけれども、これ以外はこれから検討するとの位置付けです。

先ほど来、審議いただきましたように、今回の課題の「報告者数の再計算」については、先ほど審議いただきまして適当であるという整理となっております。

このため、当答申(案)におきましては、「報告者数の再計算」に対する対応ということが適当であるという形で整理させていただきまして、残りの事項、実は、今日、既に御意見を頂戴していますけれども、母集団情報の整備その他に関しては、かなり大きな問題だと思いますが、これは引き続き経済産業省の方に検討を求めるという形で、今後の課題として整理するというのでよろしいかと思うのですけれども、何か事務局も含めて特段の意見があればよろしく願いいたします。

特に、よろしいですかね。

それでは、先ほど申し上げましたような形で整理させていただきたいと思います。

それでは、今回の諮問事項に関しましては、一通り審議を終わりましたので、ここからは答申(案)の取りまとめ、先ほど言いましたように、最終的には今日、答申(案)自体をお見せするという事はできないので、メール等で確認いただくということになりますけれども、それを確認したいと思います。

今、申し上げましたように、審議が終わったばかりですので、答申(案)の文章化ということはないのですけれども、私の方から、一応、答申(案)の方向性について私の意見を述べまして、皆さんから意見をいただければと思います。

その上で、最終的に、方向性についてまず部会として了承いただきたいというふうに考えているところです。

その後、それを了承いただきましたらば、整理された方向性を踏まえまして私と事務局の方で速やかに答申(案)を作成して、委員の皆様方に御確認いただきたいと思います。

そして、最終的には、これも冒頭で述べましたけれども、統計委員会で定められた基礎部分に基づいて「書面決議」を活用させていただきまして、部会における議決等を行うことができると思います。

まず、進め方ですけれども、以上のような進め方でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、今、申し上げました答申(案)の方向性ということについてもう少し説明い

たします。

まず、この答申（案）自体の構成ですけれども、これはかなり統計委員会の中で答申の構成というものが大体定まったものがあるので、それと同様という形で、最初に、「本調査計画の変更」ということとして、調査計画の変更の全体の適否について「承認の適否」ということについて整理する。その後の個別の項目、エディトリアルなものもあれば3つあったと思いますけれども、個別の項目について「理由等」という中で整理するというスタイルを考えております。

それから、通常の答申（案）の場合は、前回答申時の「今後の課題」というものに対する対応状況ということを必ず書くわけですけれども、前回答申時の「今後の課題」の現時点の対応状況その評価について整理するという。

ただ、何度もありますように、前回答申が6月という状況だったことで、今回、先ほど申し上げましたように、前回答申時の「今後の課題」への対応状況ということに関しては、特に大きくは設けないという形にして、「今後の課題」というものとして6月答申の際の「今後の課題」について、引き続き検討を求めたいというような、そういうような2部の構成という形にさせていただければと思います。

したがって、メインとなる部分というのは、最初の第1番の「本調査計画の変更」についてということに対する部会の答申(案)という形が主たることとなるわけですけれども、先ほどからありますように、「本調査計画の変更」ということに関しては、6月の部会から出てきた継続案件ということもありますし、「承認の適否」に関しましては、本日の審議の結果を踏まえると変更を承認して差し支えないという結論になるのだろうということを考えている次第です。

それから、「理由等」につきましても、「報告者数の変更」に関して、手続的な妥当性や何かについては、御説明いただいたことを承認するということですので、「POSデータ等の活用」に関しましては、変更内容は適当であると、もちろん、成田先生がおっしゃられたように、いわゆる検査的なものを初回だけではなくて随時行うというようなことについては、直すということを書き込んでいただいてもよろしいのかなとは思いますが、おおむね妥当であるという形の整理で承認していただいてもよろしいのではないかなというふうに、私の方は考えております。

私としては先ほど言いましたように承認に差し支えないという形で整理したいと思えますし、両委員の方から頂戴した課題というのは、ほんとうは「今後の課題」に書き込みたいぐらいなのですけれども、先ほど申し上げましたように、6月答申のところを更に検討していただくということで、ある程度、尽きてはいると思いますので、場合によっては、部会の議事録にきちんといただいた意見は残しておくという形で行えればというふうに思います。

少し冗長になったのですが、おおむねそのような形で答申（案）の方向性というのを定めてまいりたいと思うのですが、まず「本調査計画の変更について」ということに関して、ここで少し御意見を頂戴いただければと思いますけれども、おおむねそのような方向性でよろしいでしょうか。

○野呂委員 異議ありません。

○成田臨時委員 はい。

○樫部会長 それから、先ほど申し上げましたように、「今後の課題」の方、2番、普通のところ第2部の方なのですけれども、基本的に先ほど申し上げました報告者数の再計算という宿題を本日果たしていただいたという意識ですね。

それ以外の課題については、引き続き実施者に対して検討を求めたいという方針でよろしいでしょうか。

もし、本日、いろいろ意見を頂戴したものの中で、「今後の課題」として特に、6月答申時の「今後の課題」というところが、やっぱり非常に大きな宿題を課していると思うので、一応、ここを継続してお願いするというような姿勢でよろしければ、そういう形で取りまとめさせていただきたいのですけれども、よろしいですか。

どうもありがとうございます。

もし、今、私の方で申し上げたことに関して、特に部会報告等、あるいはまた答申というよりは、外部報告で取り上げておいた方がいいようなことがあれば御発言いただければと思います。

成田先生、よろしくをお願いします。

○成田臨時委員 商業動態統計調査票がございしますが、これは例えば家電大型専門店用、これはPOSデータを使ったときに、この商品分類はこのままなのですか。それとも変わるのでしょうか。

それと、例えばコンビニエンスストア用はとても大ざっぱなんです。この商品分類は、今後、変わる御予定とかはあるのでしょうか。

○樫部会長 これは、やはり経済産業省の方から御回答いただけますか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 家電大型専門店につきましては、本来だったらPOSデータを使いますので、もっと細かいものがとれるのではないかということかと思えますけれども、現時点では、経済産業省のシステム対応も必要になってくるというところで、今のままの6分類で実施をして、少し軌道に乗ったところでもう少し、例えば12とか、もう少し区分を細かくするということも検討してまいりたいと思っております。

あと、コンビニエンスストアでございすけれども、コンビニについては、これはフランチャイズチェーン協会とすみ分けをして情報を共有しているというところがございまして、なかなかこれ以上細かくするというところが難しいという状況ではございます。

○樫部会長 恐らくこれまでの公的統計の流れというのは、逆に、回答者に対する負担を軽減するというところで、どんどんいろいろな調査項目を詳細化ができなくなっていくという歴史だったと思うのですけれども、逆に、今回のようにPOSデータ自体の膨大な情報が使えるようになれば、将来的にはもう少し生活実態に合ったような統計の情報を収集することができ—まさに、調査者負担と被調査者負担と、それとのあんばいの中でいろいろなことが決まっていくということかと思うんですね。

これは、今、御指摘いただいたことも非常に大きな今後の課題だとは思いますが、

これも経済産業省に限らず、ほかの統計全体もそういう問題を抱えているのだろうというふうに考えているところです。

どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。先ほどの1番と2番ということに関しての取りまとめについては、そういう形の取りまとめにさせていただきまして、大変恐縮ですけれども、部会の審議概要というのは別途付くのですよね。議事概要は付きますよね。そのときに頂戴したような意見、主要な意見というものが反映できるように、是非させていただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ貴重な意見を頂戴したところでございますけれども、答申（案）の方は、極めて素っ気ないものになるのだろうというふうに考えますが、大変申しわけないのでございますけれども、そういうような方向性でまとめさせていただきまして、審議概要の方に少し頂戴した意見が反映できるようにさせていただければと思います。

具体的な案文に関しましては、私と事務局の方で整理の上で、先ほど言いましたように可及的速やかに提示させていただいて、御確認いただければというふうに思います。

以上、答申（案）の方向性につきましては、一通り確認させていただいたということで、本当にありがとうございます。

では、先ほど申し上げましたような形で委員の方々の確認ということと、確認の過程でも、是非何か御意見があれば頂戴して、その意見の取り扱いに関しましては、日程上の制約がございますので、私に御一任いただければというふうに思います。

その上で、先ほど申し上げましたように答申（案）、これは「書面決議」というのは、私は、自分の昔の統計委員会ではあまりやったことがなかったので、その手続に関しましては、いずれにせよ最終的に「書面決議」という形でお願いすることになりますけれども、是非そのような形で扱うということで、最初に申し上げましたがよろしいですね。

どうもありがとうございます。

それで、本日の審議内容とか答申（案）に関しましては、次回の12月20日の統計委員会で報告しなければならないのですけれども、大変恐縮なのですが、私が統計委員会に出席できない日になっておりまして、本当に申しわけないのでございますけれども、部会長代理の野呂先生に指名したばかりの、こんな失礼なことはないのでありますが、部会の答申の報告をよろしくお願ひしたいと思います。本当に恐縮でございます。この場に伏しておわび申し上げます。

○野呂委員 一つよろしいですか。

○椿部会長 はい。

○野呂委員 ということは、今日は9日ですが、答申を取りまとめる書面での部会は20日までに開催されるのですか。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 恐縮ですけれども、近々に答申（案）の確認をさせていただいた上で、そろったところで「書面決議」の手続をとらせていただいて、議決案の御決議をお願いしたいということでございます。

○椿部会長 野呂先生、成田先生、そういうことですので、本当に申しわけありませんけ

れども、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。この点につきましても、是非御協力よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして商業動態統計調査の変更について、対面で行う、実際に皆様方に集まってお集まりいただく部会審議についてはこれで終了ということになります。

非常に重要な意見をいただいたということに関しまして、心から感謝申し上げる次第です。

最後に、事務局から連絡をお願い申し上げます。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 先ほど部会長から御説明がございましたとおり、実際にお集まりいただく部会審議は本日のみとさせていただき、あとはメールのやりとりにて答申（案）をまとめさせていただければと考えております。

答申（案）につきましては、部会長と御相談の上、速やかにお示ししたいと考えておりますので、御確認いただければと存じます。

確認いただいて、必要な修正をした答申（案）についての最終的な「書面決議」については、これは順調に行けば今週中、遅くても来週早々には行いたいと考えております。メールで御連絡をさせていただくことになるかと思っておりますので、お含みおきいただければと思います。

また、部会の議事概要についても、速やかに作成をいたします。また、議事録も追って作成をいたしますので、事務局で作成次第、メールで御照会をさせていただきます。こちらにつきましても御確認をよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○椿部会長 どうもありがとうございました。答申（案）の確認と「書面決議」に関しましては、お手数をかけるということが大変恐縮でございますけれども、引き続きよろしくお願ひします。野呂部会長代理には大変、報告も含めてお手数をかけますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

以 上